



キャスト・ミャンマー・ニュース MYANMAR NEWS

2014年10月31日号
[2014] 012

ミャンマーにおける労働法の実務⑥ (労働紛争解決法の改正)



弁護士法人キャスト
弁護士 外山香織
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

2014年9月30日付けで、労働紛争解決法（「紛争解決法」）の一部を改正する労働紛争解決法修正法（「修正法」）が公布・施行されました。

紛争解決法は、労働紛争を個人的紛争と団体紛争に分け、それぞれについて紛争解決方法、判断機関、禁止事項及び罰則等について定める法律です。同法は、紛争解決機関として、①調整委員会（30人以上の労働者を雇用する使用者に対して組織が義務付けられる（紛争解決法3条(a)及び(b)）、管区・州単位で組織される②紛争調停委員会及び③紛争解決審理委員会（同法10条及び16条(a)）、並びに労働問題の専門家15名から組織される④紛争解決審理評議会（同法19条）を定めています。

会社に調整委員会が組織されている場合を除き、労使紛争はまず紛争調停委員会に対して申立てが行われますが、紛争調停委員会の決定に不服がある場合、個人的紛争の場合は管轄裁判所に対して不服申立てができる（紛争解決法23条）のに対して、団体紛争については和解が成立しない場合には、案件が紛争解決審理委員会に付託されます（同法25条）。さらに、紛争解決審理委員会の決定に対して不服がある場合、紛争解決審理評議会に対して不服申立てを行うこととなります（同法28条(a)）。

今回公布・施行された修正法による改正点は団体紛争に関する事項が中心であり、罰則の強化及び紛争調整機関による決定の遵守義務等が主な内容となります。

(1) 紛争解決審理委員会・審理評議会の決定の遵守義務の追加

雇用者（その法的承継者を含む）が、紛争解決審理委員会又は審理評議会の決定を遵守す

べきことが条文上明記されました（修正法第5条による第43条(a)の新設）。紛争解決法第43条(a)に違反した雇用者に対しては100万チャット以上の罰金が課され、罰金の中から裁判所が決定した適切な額を賠償金として被害者に支払うべきことが新たに規定されました（修正法第9条による第48条(a)の新設）。

(2) 罰則の強化 — 罰金額の引き上げ

労働紛争解決法違反に対する起訴にあたっては、原則として紛争解決審理評議会の事前許可が必要であることが条項上明記され（修正法第10条による第54条(a)の新設）、以下のとおり、雇用者又は労働者による違反行為に対する罰金額が引き上げられました。

行為主体	違反行為	紛争解決法 条文番号	罰金額（最低額）	
			改正前	改正後
雇用者	十分な理由のない期日の欠席、審理期間中の就業規則の不利益変更	第46条	10万チャット	50万チャット
雇用者・労働者	審理期間中のロックアウト・ストライキの実施	第47条	3万チャット	50万チャット
雇用者・労働者	調停、紛争解決審理委員会の審判等を受けずにロックアウト又はストライキを実施すること	第48条	10万チャット	50万チャット
雇用者・労働者	調停における合意事項の履行懈怠 紛争解決審理委員会等による調査等に対する不協力	第48条	10万チャット	50万チャット

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社
 No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar
 TEL +95-1-392789~90 担当：シュエ、ノー
 E-mail : info@cast-consulting.com.mm

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。

【キャストグループ】法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>
 ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 深セン 香港 ホーチミン